

## 群馬県足跡資料等作成処理に関する訓令

昭和 54 年 8 月 24 日  
本部訓令甲第 16 号

〔沿革〕 昭和 60 年 12 月本部訓令甲第 10 号、63 年 3 月第 4 号、平成 3 年 4 月第 7 号、  
6 年 3 月第 3 号、12 年 12 月第 25 号改正

### (概要)

この訓令は、足跡資料等の作成処理について、足跡取扱規則（昭和 54 年国家公安委員会規則第 6 号）及び足跡取扱細則（昭和 54 年警察庁訓令第 9 号）によるほか、この訓令で必要事項を定めたものである。